

「平塚消防マスコットキャラクター まとっ平」イラスト使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別図に定める「平塚消防マスコットキャラクター まとっ平」イラスト（以下「イラスト」という。）の使用に際し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 イラストに関する一切の権利は、平塚市消防本部及び消防署（以下「平塚消防」という。）に帰属する。

(使用目的)

第3条 イラストは、次の目的のために使用するものとする。

- (1) 平塚市の消防事業及び取組を親しみやすく広報する。
- (2) 消防のイメージ向上を図る。

(使用申請)

第4条 イラストを使用する場合は、事前に平塚市消防長（以下「消防長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 平塚市が広報又はこれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道等の目的で使用するとき。
- (3) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (4) その他消防長が申請不要と認めるとき。

2 前項の承認を受けようとする者は、平塚消防マスコットキャラクター まとっ平使用申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、消防長へ提出しなければならない。

- (1) イラストの使用状況がわかる完成見本等
- (2) その他消防長が必要と認める書類

(使用承認)

第5条 消防長は、前条に規定する使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が第3条各号に掲げる使用目的に合致する場合は、承認することができる。

2 消防長は、前項の規定により承認する場合は、必要に応じてイラストの使用方法等に係る条件を付すことができる。

3 消防長は、第1項の規定により承認したときは、平塚消防マスコットキャラクター まとっ平使用承認通知書(第2号様式)を申請者へ通知するものとする。

(使用を承認しない場合)

第6条 イラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

(1) この要綱、法令及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 平塚消防及び平塚市の信用若しくは品位を害するとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 特定の企業若しくは商品等を支援し、推奨し、若しくは宣伝するとき、又はそのおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれがあるとき。

(5) イラストのイメージを損なうとき、又はそのおそれがあるとき。

(6) イラストの本質的特徴を著しく変形しているとき。

(7) その他消防長が不相当と認めるとき。

2 消防長は、前項の規定により承認しない場合は、平塚消防マスコットキャラクター まとっ平使用不承認通知書(第3号様式)を申請者へ送付する。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条第1項ただし書の規定により使用する者又は第5条の規定により承認を受けイラストを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた使用内容のみに使用すること。

- (2) 承認に係る物品等の完成品を消防長へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合は、その写真等を提出すること。
- (3) 第5条の規定により承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則としてイラストを使用する際は、当該イラストの付近に「平塚消防マスコットキャラクター まとっ平」のキャプションを明示すること。ただし、一連の印刷物等に複数回イラストを表示する場合は、少なくとも最初の1個にキャプションを明示すること。
- (5) イラストを縮小及び拡大により倍率を変更する場合は、縦横比が変わらない方法で使用する。

(使用料)

第8条 イラストの使用料は、無料とする。

(使用内容の変更)

第9条 使用者は、使用内容を追加し、又は変更しようとする場合は、新たに平塚消防マスコットキャラクター まとっ平使用申請書を消防長へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、消防長が軽微な変更であると認め、当該使用申請書の提出を不要と判断した場合は、この限りでない。

2 消防長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、平塚消防マスコットキャラクター まとっ平使用承認通知書を使用者へ通知するものとする。

3 前項の規定により承認する場合は、第5条第2項の規定を準用する。

(使用承認の取消等)

第10条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、その使用を差し止め、その他必要な指示等を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその指示等に従わなければならない。

- (1) 第6条に第1項各号に掲げる承認しない事由に該当することが判明したとき。
- (2) 使用者が第5条第2項又は第9条第3項の規定により付した条件に違反した

とき。

(3) 申請書の内容に虚偽が認められるとき。

(4) その他消防長がイラストの使用を不相当であると認めるとき。

2 消防長は、前項により使用承認を取り消すときは、平塚消防マスコットキャラクター まとっ平使用承認取消通知書（第4号様式）を使用者へ通知するものとする。

3 平塚消防は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 消防長は、イラストの使用状況等について、使用者に報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占制等）

第11条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラストを使用する権利を付与するものではない。

2 使用承認は、使用者、使用イベント等について平塚消防が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条 平塚消防は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 平塚市は、イラストの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラストの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、イラストの使用に際して故意又は過失により平塚市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を平塚市に賠償しなければならない。

(管理)

第14条 イラストの使用管理及びこの要綱に関する事務等は、平塚市消防本部消防総務課が所管する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和5年12月1日）から施行する。

別図（第1条関係）

図1



図2



図3



図4



図 5



図 6



図 7



図 8



図 9



図 10



図 11



図 12



図 1 3



図 1 4



図 1 5

